

市内の開発事業の承認および審査
【平成19年11月 開発審査分】

穂高町まちづくり条例・安曇野市宅地造成事業に関する指導要綱に基づき市長が認めた開発事業です。

穂高地域(承認日 平成19年12月13日)

■株式会社有明ホンドの開発事業

- ・場所 穂高有明1096番1
- ・開発面積 1,991.00㎡
- ・目的 駐車場用地

■有限会社浅川造園の開発事業

- ・場所 穂高柏原954番1
- ・開発面積 912.00㎡
- ・目的 石燈籠・植木・ガーデニング用品展示場

■アルピコ建設株式会社の開発事業

- ・場所 穂高柏原2872番13他7筆
- ・開発面積 7,067.87㎡
- ・目的 建売住宅20区画

■ソフトバンクモバイル株式会社の開発事業

- ・場所 穂高北穂高3278番1
- ・開発面積 1.00㎡
- ・目的 無線中継基地局1基

■穂高観光株式会社の開発事業

- ・場所 穂高柏原715番他2筆
- ・開発面積 1,492.00㎡
- ・目的 建売住宅5区画

■有限会社あづみ野社の開発事業

- ・場所 穂高有明6483番1他6筆
- ・開発面積 3,574.00㎡
- ・目的 建売住宅8区画

■東京アート株式会社の開発事業

- ・場所 穂高有明7378番
- ・開発面積 9,779.63㎡
- ・目的 事務所・倉庫

■倭会謙の開発事業

- ・場所 穂高380番2
- ・開発面積 391.53㎡
- ・目的 店舗(飲食店)併用住宅

三郷地域(審査日 平成19年11月28日)

■株式会社日興開発の開発事業

- ・場所 三郷温4141番他3筆
- ・開発面積 2,058.80㎡
- ・目的 建売分譲6区画、宅地分譲1区画

■安曇野不動産株式会社の開発事業

- ・場所 三郷明盛678番3
- ・開発面積 367.00㎡
- ・目的 建売住宅2区画

堀金地域(審査日 平成19年11月28日)

■塚田不動産株式会社の開発事業

- ・場所 堀金烏川5381番4他2筆
- ・開発面積 3,239.00㎡
- ・目的 建売住宅11区画

■宇留賀光雄の開発事業

- ・場所 堀金三田1253番1他1筆
- ・開発面積 1,152.57㎡
- ・目的 宅地分譲3区画

**穂高地域富田地区
土地改良事業の説明会**

市では、平成20年度から「元気な地域づくり交付金事業富田地区」として土地改良事業を計画していきます。穂高土地改良区管理地区内の老朽化した送水管および幹線用水路の改修を行う予定です。そこで、次のとおり、この計画の説明会を開催します。

■日時 1月30日(水)
午後7時～

■場所 穂高総合支所大会議室
(東別棟2階)

**三郷総合支所内産業観光部
耕地林務課耕地係**

(TEL 77・3111 FAX 77・6060)



穂高地域富田地区 計画予定地

平成19年度 長野県統計功労者表彰

長野県統計功労者表彰式がこのほど、長野県庁講堂で行われ、安曇野市から次の皆さんが表彰されました。

【総務大臣表彰】
個人企業経済調査(調査員) 丸山 成明さん

【(財)全国統計協会連合会長表彰】
一般表彰(個人) 蓮井 昭秋さん

【長野県知事表彰】
感謝状(統計行政協力者) 小林 方枝さん
原口 武男さん

【長野県統計協会会長表彰】
個人表彰(統計調査員) 中田 郁夫さん
小林 作榮さん



無料法律相談

市では、長野県弁護士会松本在住会の協力で、無料法律相談会を開催します。相談内容などの秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

■日時 2月14日(木)
午後1時30分～4時30分

■場所 明科総合支所第2会議室

■相談人数 8人

■相談時間 1人20分

■相談内容 内容は問いません。

■申込方法 2月7日(木)の午前9時～正午までに電話で総務課庶務係までお申し込みください。先着順ではありませんので、受付時間内にお申し込みください。なお、申し込み多数の場合は抽選となります。

■総務部庶務課庶務係
(TEL 71・2000 FAX 71・5000)

母子および女性相談所

市では、母子家庭や女性をめぐるとさまざまな問題に関する相談を受ける母子および女性相談所を開設します。市の母子自立支援員・女性相談員が相談に応じますので、お気軽にお出掛けください。なお、どの相談場所でも利用できます。

■相談日程

日程	時間	相談場所
2月5日(火)	午後1時～4時	豊科公民館 2階中会議室
8日(金)		穂高旧保健センター 1階和室
20日(水)		三郷総合支所 第1相談室
3月6日(木)		堀金総合支所 1階相談室
17日(月)		明科総合支所 2階第2会議室

■穂高健康支援センター内
健康福祉部児童保育課
(TEL 81・0727 FAX 81・0703)

里親希望者相談会

さまざまな事情で、家庭で生活ができなくなった子どもには、家庭に代わる養育環境が必要です。日本では、家庭で養育することが難しくなった子どもたちの多くが、乳児院や児童福祉施設で生活しています。そのような子どもたちを自分の家庭に迎えて、養育していくのが里親です。里親制度の理解を深めてもらうための里親制度の説明会が開催されます。

■日時 2月3日(日)
午前10時～午後4時

■場所 松本市南公民館
(なんなん広場)

■内容 パネルなどでの里親制度の紹介、里親関係のビデオ放送、里親希望者相談

■松本児童相談所
(TEL 91・3370 FAX 92・1550)



おしえて! 後期高齢者医療制度② ～平成20年4月から始まります～

Q 低所得者の保険料の軽減措置について教えてください。
A 所得の低い人については、世帯の所得水準に応じて被保険者均等割額が7割・5割・2割軽減されます。それぞれの軽減の基準は下表のとおりです。

軽減基準

同じ世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等が次の基準に当てはまる場合

7割軽減=【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯

5割軽減=【基礎控除額(33万円)+24.5万円×*被保険者数】を超えない世帯
*被保険者である世帯主を除く

2割軽減=【基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数】を超えない世帯

■穂高総合支所内市民環境部市民課国保年金担当 (TEL 82・3131 FAX 82・6622)